

追加補正予算主要事業の概要

【新型コロナウイルス感染症対策に係る補正状況】

項 目 名	補正予算額	令和3年度 現計予算額 <small>(2月補正追加その2提案後)</small>	令和2年度までの 累計予算額	補 正 後 累計予算額	備 考
○ 感染拡大防止対策と医療提供体制の整備	2,327,015	47,924,969	29,017,185	79,269,169	
○ 雇用の維持・事業の継続		4,934,849	10,302,512	15,237,361	
○ 県民の生活支援		4,449,239	3,358,993	7,808,232	
○ 学校の再開・学びの保障		209,663	160,230	369,893	
○ 地域経済の回復・活性化		7,245,026	4,097,506	11,342,532	
○ 感染症に強い社会・経済構造の構築		1,388,673	888,955	2,277,628	
合 計	2,327,015	66,152,419	47,825,381	116,304,815	

(一般会計)

【新型コロナウイルス感染症対策】

★印は、新規事業

(単位：千円)

項 目 ・ 事 業 名	補正予算額	説 明
I 感染拡大防止対策と医療提供体制の整備	2,327,015	
1 福祉サービス提供体制の確保	27,000	
1 ★高齢者施設等感染対策検査実施事業	27,000	<p>高齢者施設等での新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、感染者の発生時などに、従事者及び利用者に対し、早期に抗原検査を実施するもの。</p> <p>・対象施設：高齢者施設、障害者施設、保育所、幼稚園、放課後児童クラブ、児童養護施設 等</p>

項目・事業名		補正予算額	説明								
2 休業要請等への協力促進		2,300,015									
1	香川県営業時間短縮協力金（第1次）	2,296,440	<p>まん延防止等重点措置期間の再延長に伴い、営業時間の短縮を再要請するにあたり、要請に応じた店舗に対し、協力金を支給するもの。</p> <p>（営業時間短縮要請の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要請期間：令和4年3月7日（月）～3月21日（月） ・対象区域：まん延防止等重点措置適用区域 ・要請内容：「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店 <ul style="list-style-type: none"> 営業時間午前5時から午後8時又は午後9時までの選択制 （酒類提供は午後8時までの時短の場合、提供不可、 午後9時までの時短の場合、午後8時まで） 非認証店 営業時間午前5時から午後8時まで（酒類提供不可） <p>（1店舗当たりの支給額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業： <p>前年、前々年又は前々々年（時短要請月又は期間）の1日当たりの売上高に応じて、3万円～10万円/日 [2.5万円～7.5万円/日]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年、前々年又は前々々年の 1日当たりの売上高</th> <th>1日当たりの支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7万5千円以下 [8万3,333円以下]</td> <td>3万円 [2.5万円]</td> </tr> <tr> <td>7万5千円超 25万円以下 [8万3,333円超 25万円以下]</td> <td>前年、前々年又は前々々年の 1日当たりの売上高の4割 (3万円～10万円) [売上高の3割(2.5万円～7.5万円)]</td> </tr> <tr> <td>25万円超 [25万円超]</td> <td>10万円 [7.5万円]</td> </tr> </tbody> </table> <p>※[]内は、午後9時までの時短を行う認証店の場合</p>	前年、前々年又は前々々年の 1日当たりの売上高	1日当たりの支給額	7万5千円以下 [8万3,333円以下]	3万円 [2.5万円]	7万5千円超 25万円以下 [8万3,333円超 25万円以下]	前年、前々年又は前々々年の 1日当たりの売上高の4割 (3万円～10万円) [売上高の3割(2.5万円～7.5万円)]	25万円超 [25万円超]	10万円 [7.5万円]
前年、前々年又は前々々年の 1日当たりの売上高	1日当たりの支給額										
7万5千円以下 [8万3,333円以下]	3万円 [2.5万円]										
7万5千円超 25万円以下 [8万3,333円超 25万円以下]	前年、前々年又は前々々年の 1日当たりの売上高の4割 (3万円～10万円) [売上高の3割(2.5万円～7.5万円)]										
25万円超 [25万円超]	10万円 [7.5万円]										

			<ul style="list-style-type: none"> ・大企業： 前年、前々年又は前々々年(時短要請月又は期間)からの1日当たりの売上高の減少額の4割・上限20万円/日(午後9時までの時短を行う認証店の場合は、上限20万円/日又は、前年、前々年又は前々々年の1日当たり売上高の3割のいずれか低い額) ※中小企業においても、この方式を選択可
2	県有施設の臨時休館・休園への対応	3,575	<p>県内の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、県有施設を臨時休館・休園したことに伴い影響を受ける、当該県有施設内で営業する事業者を支援するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象県有施設：栗林公園、県立ミュージアム、東山魁夷せとうち美術館